

森林の伐採には届け出が必要です



- ① 立木を伐採(転用を含む)するときは、伐採の 90～30 日前に『伐採及び伐採後の造林の届出書』
 - ② 伐採(転用)が完了したときは、伐採後 30 日以内に『伐採に係る森林の状況報告書』
 - ③ 伐採後の造林が完了したときは、造林後 30 日以内に『伐採後の造林に係る森林の状況報告書』
- を提出することが森林法で義務づけられています！！

※届出の対象箇所は、地域森林計画区域内となります。

→伐採(転用)箇所が地域森林計画区域内かどうか分からない場合は、大分市林業水産課まで問い合わせていただければ、お調べいたします。(大分市内の土地に限ります。)

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

大分市森林整備計画に従った適切な施業を行うとともに誤伐等の防止を図るためです。

届出や報告は、森林の伐採及び伐採後の造林が大分市森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合、連名で提出します。

提出先は？

伐採・造林する森林が所在する市町村です。

(※大分市の場合、大分市林業水産課まで！)

必要書類は？

- ・伐採及び伐採後の造林届出書 ・伐採計画書 ・造林計画書
- ・伐採区域を特定できる書類 (位置図、字図、航空写真等)
- ・土地の所有者が確認できる書類 (全部事項証明書、土地売買契約書、固定資産税納税通知書など)
- ・伐採及び集材に伴うチェックリスト ・搬出計画図【作業道開設の場合】
- ・届出者の確認書類 (法人の場合→法人の登記事項証明書、法人でない団体→規約等、個人→身分証)
- ・森林を伐採する権原を有することを証する書類 (立木売買契約書、伐採に係る同意書など)
- ・隣接所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

※市町村によっては届出等に必要書類を別途定めている場合があります。

提出しないとどうなるの？

伐採及び伐採後の造林の届出書:100 万円以下の罰金(森林法 208 条)

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告:30 万円以下の罰金(森林法第 210 条)